⑷　履行期間　契約締結の翌日から平成29年１月20日まで
⑸　本業務は、参加表明書、技術提案書及び見積書の提出を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。
⑹　本業務は、入札説明書等を電子入札システムからダウンロードする適用業務である。
⑺　本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。

２　参加資格

技術提案書の提出者は、⑴に掲げる資格を満たしている単体企業又は⑵に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

⑴　単体企業
①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
②　国土交通省九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成27・28年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
③　国土交通省九州地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
④　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑤　建築士法（昭和25年５月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
⑥　技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く）（業務説明書参照）

⑵　設計共同体　２⑴に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成27年７月10日付け国土交通省九州地方整備局長）に示すところにより国土交通省九州地方整備局長から小倉合同庁舎㈼設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けているものであること。なお、構成員の一部が指名停止措置を受けたことにより、残余の構成員が新たな設計共同体の結成を行う場合及び残余の構成員が単独により参加表明書を提出する場合は、平成27年７月21日までは参加表明書の再提出は認めるものとするが、提出期限以降の参加表明書の再提出は認めない。

３　技術提案書の提出者を選定するための基準
⑴　配置予定の技術者の資格
⑵　配置予定の技術者の経験及び能力
同種又は類似業務の実績の内容、担当した業務の業務成績の状況

４　技術提案書を特定するための評価基準
⑴　配置予定の技術者の資格
⑵　配置予定の技術者の経験及び能力
同種又は類似業務の実績の内容、担当した業務の業務成績の状況、ＣＰＤ取得単位の状況
⑶　業務実施方針及び手法
業務の理解度及び取組意欲、業務の実施方針、評価テーマに対する技術提案書の内容

５　手続等
⑴　担当部局　〒812―0013 福岡市博多区博多駅東２―10―７九州地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話092―471―6331（内線：2534）ファクシミリ092―476―3459
⑵　説明書の交付期間、場所及び方法
①　説明書を電子入札システムにより交付する。交付期間は、平成27年７月10日から平成27年９月10日までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く毎日、９時00分から18時00分まで。
②　やむを得ない事由により、上記①の交付方法による入手ができない入札参加希望者は、交付終了日の２日前までに上記⑴の担当部局に連絡すること。
⑶　参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法
①　提出期限　平成27年７月21日17時00分
②　提出場所　⑴に同じ。
③　提出方法
㋐　電子入札対応の場合　電子入札システムにより提出。ただし、容量が３ＭＢを超える場合、郵送等（書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期限内必着。以下同じ。）又は持参によるものとする。
㋑　発注者の承諾を得て紙入札方式による場合　郵送等又は持参により提出する。
⑷　技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法
①　提出期限　平成27年９月11日17時00分
②　提出場所　⑴に同じ。
③　提出方法
㋐　電子入札対応の場合　電子入札システムにより提出。ただし、容量が３ＭＢを超える場合、郵送等又は持参によるものとする。
㋑　発注者の承諾を得て紙入札方式による場合　郵送等又は持参により提出する。

６　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行福岡支店）。ただし、利付き国債の提供（取扱官庁　九州地方整備局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　九州地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
⑶　契約書作成の要否　要。
⑷　当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　有。（本業務に関わるその２業務）
本業務は、上記随意契約予定の本業務に関わるその２業務の予定業務量を含めた業務量をもって、公募型の手続とするものである。
⑸　関連情報を入手するための照会窓口　５⑴に同じ。
⑹　上記２⑴②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業又は上記２⑵に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていないもの（一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）も５⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。
ただし、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取り扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の７の設計共同体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合の取り扱いにおける申請期限の特例については、「特定建設工事共同企業体の構成員の一部が指名停止を受けた場合の取り扱いについて」（平成10年３月９日付け建設省厚契発第18号、建設省技調発第63号、建設省営建発第22号）を準用し、平成27年９月30日とする。
⑺　技術提案書に関するヒアリングを行う。
⑻　詳細は説明書による。

７　Summary
⑴　Classification of the services to be procured : 42
⑵　Subject matter of the contract : Design duties of Kokura National Government Building
⑶　Time-limit to express interests by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 21 July 2015
⑷　Time-limit for the submission of proposals by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 11 September 2015
⑸　Contact point for documentation relating to the proposal : Construction Contract Team, Contract Division, Kyushu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―10―7 Hakata-ekihigashi Hakata-ku, Fukuoka-shi, Fukuoka 812―0013 TEL 092―471―6331 (Ex. 2534) FAX 092―476―3459